

藤井寺市立学校の教職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

(令和8年度～令和11年度)

令和8年3月

藤井寺市教育委員会

## 目次

1. 計画の趣旨・現状 . . . . . 2
2. 計画の目的と目標 . . . . . 4
3. 計画の期間 . . . . . 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 . . . 6
5. 今後のフォローアップについて . . . . . 8

## 1. 計画の趣旨・現状

### (1)計画の趣旨

学校を取り巻く環境の複雑化・多様化に伴い、教職員に求められる役割が拡大しています。その結果、授業準備や児童生徒との関わり、専門性向上のための研修等に十分な時間を確保することが困難となっており、教職員の長時間勤務が常態化しつつあります。こうした状況を改善し、教育の質を維持・向上させるためには、教職員の業務量の適切な管理と健康の確保が不可欠です。

本市においては、令和6年3月に「第2次藤井寺市教育振興基本計画」を策定し、「歴史や文化、違いを尊重し、生涯にわたって学び続け、活躍できる「人」の育成」を基本理念とし、教育は「人」づくりを基本的な考えとし、教育の質の向上と持続可能なまちづくりをめざして取り組んでおります。その目標を達成するために、教育現場における人的資源の充実と働き方改革を重要な柱の1つとしております。

このようなことから、藤井寺市教育委員会は、教育振興の実現に向けた教職員の業務量の適正化と健康確保を目的として本計画を策定しました。教職員が心身ともに健やかに働ける環境を整備するために、業務量の適切な管理、心身の健康を守る取組を実施することで、結果として教職員の指導力を高め、教育活動の質の向上をめざし、持続可能な学校運営体制の構築を進めます。

### (2)藤井寺市の現状

本市では、令和3年12月に、市立小中学校の教職員の在校等時間の上限に関する方針として、「藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針～藤井寺市の働き方改革に係る取組みについて～」を策定し、教職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

また、令和元年度以降、働き方改革の推進に向けて、主に、以下の取組を実施してきました。

#### 令和元年度より

- ・タイムカードの導入による勤務時間の客観的把握
- ・夏季休業期間中の学校閉校日の設定
- ・「藤井寺市立中学校部活動の在り方に関する方針」に基づく部活動運用

#### 令和2年度より

- ・平日勤務時間外及び土日祝日における自動音声による電話応答

- ・部活動指導員の配置
- ・ICT 支援員、GIGA サポーター、スクールサポートスタッフの導入

#### 令和 3 年度より

- ・教職員への働き方に関する意識調査の実施

#### 令和 4 年度より

- ・ストレスチェック（年 2 回）の実施と産業医面談の充実
- ・校務支援システムの導入

#### 令和 5 年度より

- ・市単費による専科指導教員を小学校 3 校へ配置
- ・地域部活動あり方検討委員会の開催

#### 令和 6 年度より

- ・夏季休業期間中の学校閉校日の期間延長
- ・全中学校への自動採点の導入

#### 令和 7 年度より

- ・学校水泳の外部委託（小学校 2 校）
- ・テレワークシステムの導入

### 【令和 4 年度から令和 6 年度までの時間外在校等時間等の状況】

	小学校			中学校		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
時間外在校等時間／月平均	36.5 時間	33.6 時間	32.3 時間	55.0 時間	47.2 時間	46.5 時間
時間外在校等時間／年平均	435.2 時間	353.7 時間	327.2 時間	652.5 時間	552.9 時間	544.1 時間
月平均 45 時間を上回る教職員の割合	30.9%	26.8%	24.1%	42.9%	41.4%	40.7%
年間 360 時間を上回る教職員の割合	63.2%	52.6%	51.3%	79.0%	68.1%	65.9%

こうした取組の結果、令和 6 年度における教職員の時間外在校等時間は、小学校で月平均 32.3 時間、中学校で 46.5 時間となっており、令和 4 年度から減少傾向にあります。しかしながら、小中学校ともに年間 360 時間の時間外在校等時間を上回る教職員が半数以上いること、特に中学校では、月平均 45 時間を超える教職員が多数存在していることから健

健康管理上の課題が懸念され、看過できない実態があります。日常の児童生徒への教育指導以外にも、教職員が担っている業務は多岐にわたり、業務の精選と役割分担の見直しが求められています。教職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスを充実させ、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、人間性を高め、より効果的な教育活動を行うため、働き方改革の推進は喫緊の課題となります。

## 2. 計画の目的と目標

本計画は、教職員の業務量の適切な管理と健康確保を通じて、教育活動の質の向上と持続可能な学校運営を実現することを目的としています。令和 11 年度末までに、以下の目標を達成することを目ざします。

成果指標	令和 6 年度末		令和 9 年度末目標		令和 11 年度末目標	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
①月平均時間外在校等時間について	32.3 時間	46.5 時間	30 時間 以下	45 時間 以下	平均 30 時間程度	
②年間時間外在校等時間が 360 時間を上回る教職員の割合について	51.3%	65.9%	40% 以下	50% 以下	20% 以下	
③月平均時間外在校等時間が 45 時間を上回る教職員の割合について	24.1%	40.7%	20% 以下	35% 以下	0%	
④ストレスチェック実施率	64.2%		80%		100%	

### ①藤井寺市立学校における月平均時間外在校等時間の減少

⇒1 年間における月平均時間外在校等時間を減少させ、令和 11 年度末には国が目標として示す平均 30 時間程度とする

### ②藤井寺市立学校における年間時間外在校等時間が 360 時間を上回る教職員の割合の減少

⇒藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針に定めた年間時間外在校等時間の上限である 360 時間を超える人数を前年度より減少させる

### ③藤井寺市立学校における月平均時間外在校等時間が 45 時間を上回る教職員の割合の減少

⇒藤井寺市立学校の教職員の在校時間上限に関する方針に定めた月の時間外在校等時間の上限である 45 時間を超える人数を前年度より減少させ、令和 11 年度末に 0 にする。

### ④ストレスチェックの実施率 100%

⇒ストレスチェックの全員実施を行う。高ストレス者が希望する場合は、産業医面談を実施する

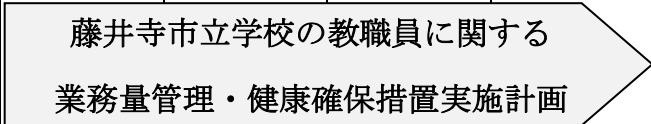
### 3. 計画の期間

本計画の期間については、「公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正に伴い改正された「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教職員のサービスを監督する教育委員会が教職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が示す時間外在校等時間の削減目標の達成時期を踏まえ、以下の通りとし、年度末ごとに進捗を確認するとともに、必要に応じて随時見直しをします。

なお、令和9年度末が本計画4年間の中間であるとともに、令和6年度から13年度までの8年間の計画期間とする第2次藤井寺市教育振興基本計画の中間地点であることから、「働き方改革」にかかる目標や取組内容等を見直すタイミングとして設定します。

**計画の期間：令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間**

#### 【スケジュール】

令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
		 藤井寺市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画					
			 見直し 期間				
		 国指針の目標達成時期					
 第2次藤井寺市教育振興基本計画							



## 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

### (1) 「業務の3分類」を踏まえ重点的に取り組む内容

#### ○登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・スクールガードリーダーや地域ボランティアと連携した見守り活動の継続や、学校だより等を通じた保護者・地域住民による見守り活動を推進します。また、関係各課との連携による青色防犯パトロールでの市内巡回を継続していきます。

#### ○放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

##### （「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、警察やサポートセンター等による見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととします。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて、学校警察連絡協議会等において、認識を共有します。

#### ○保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応困難な事案への対応

##### （「3分類」⑤関係）

- ・学校では対応困難な様々なケースについて、法務相談員の活用や関係機関との連携に努めます。
- ・学校や教職員への保護者や外部からの行き過ぎた苦情等に対して、大阪府が示す「行き過ぎた苦情等への対応 基本方針」「保護者等連携のてびき」等を参考に学校を支援します。
- ・過剰な苦情や不当な要求等の事案について、対応する体制づくりを検討します。

#### ○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・市教委より学校に依頼する調査、統計の回答方法等の精査による事務軽減を進めます。併せて、学校への配付文書の精選に努め、市から保護者への周知依頼については、tomoLinks 機能を活用し、市教育委員会が直接行うように進めます。

#### ○学校プールや体育館の施設・整備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校水泳の外部委託を検証し、学校施設管理の軽減も含めた検討を行います。

#### ○部活動（「3分類」⑬関係）

- ・各中学校に対して、「藤井寺市立中学校運動部活動の在り方に関する方針」に定めた適切な休養日及び活動時間の設定を遵守するよう指導します。
- ・部活動指導員の配置を継続し、教職員の負担軽減に努めます。

- ・部活動の地域展開に向けた検討会を継続し、関係課とともに地域団体に働きかけるなど、段階的な地域移行・地域展開を支援します。

#### ○授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・ICT支援チームによる機器管理や授業支援を拡充し、教職員の技術的負担の軽減を進めます。
- ・スクールサポートスタッフによる事務補助等を継続し、教職員の事務負担の軽減を進めます。
- ・教材準備の効率化を図るため、デジタル教材やICT環境の整備に努めます。
- ・校務支援システムや中学校への自動採点システムの導入により、成績処理や採点作業等の事務負担を軽減します。

#### ○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・支援が必要な児童生徒、家庭への対応に関して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門家との連携や、関係機関とのネットワークの構築、連携、調整等を行います。

### (2) 健康確保措置と業務時間管理

#### ○健康確保に関するもの

- ・年2回のストレスチェックを教職員対象に実施します。
- ・高ストレスと判定され、産業医の面談を希望する者には健康相談を実施し、必要に応じて勤務環境の改善を図るなど、早期のケアを促進します。
- ・夏季休業期間を8月31日まで延長し、年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるように促進します。

#### ○業務時間管理に関するもの

- ・タイムカード等により勤務時間を客観的に把握します。
- ・勤務時間外及び土日祝日における自動音声による電話応答を継続し、勤務時間外の業務軽減を図ります。
- ・様々なライフステージの中で、柔軟な働き方ができるようテレワークシステムの整備を継続します。

#### ○意識改革と研修

- ・管理職の校内マネジメント力を向上させるため、業務量管理に関する研修を実施します。
- ・教職員向けに働き方改革や健康管理に関する研修を実施します。
- ・教職員アンケートを定期的実施し、現場の声を反映した改善策を検討します。

### (3) 学校が主体となり取り組む内容

- ・各中学校において、「藤井寺市立中学校運動部活動の在り方に関する方針」に定めた適切な休養日及び活動時間の設定を遵守します。
- ・各校において、定時退庁日を月4回以上設定します。
- ・会議や行事の精選、校務分掌の見直しを行い、業務の偏りを是正し、適正な分担を図ります。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回り編成されている場合は、指導体制に見合うものとなるよう見直しを行います。
- ・保護者や外部からの言動で行き過ぎた苦情等があった場合には、市教育委員会と共有のうえ、大阪府が示す「行き過ぎた苦情等への対応 基本方針」「保護者等連携のてびき」等を参考に組織として対応を進めていきます。

## 5. 今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、毎年度末に進捗状況の確認と必要な見直しを進めます。
- 教職員アンケートや勤務時間の実績データを活用し、実態把握を行うとともに、総合教育会議への報告を通じて透明性を確保します。
- 各校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各校へ本計画の周知を行います。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、業務管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組みます。